第9回社会保障審議会資金運用部会 令和元年7月29日 参考資料4

## 年金積立金管理運用独立行政法人 評価項目一覧

事項	中期目標 該当項目	評価項目	27年度	28年度	29年度	30年度 (自己評価)	30年度(主務大臣評価(案))	中期目標期間 見込評価 (自己評価)	中期目標期間 見込評価 (主務大臣評価(案))	項目別調書No.	重要度	難易度	重点化 <b>項</b> 目	重点化理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第3·1、2、3(1)、3(2)	管理・運用の基本的な方針、運用の目標	В	В	В	В	В	В	В	1-1	0	_	0	法人が行う年金積立金の管理及び運用において、目標となる運用利回りを確保するよう、長期的な観点からの資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと、また、ベンチマーク収益率を確保することは、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3・3(3)	リスク管理	В	В	В	В	В	В	В	1-2	0	_		法人が行う年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3·3(4)、(5)、(6)	運用手法、運用対象の多様化、株式運用 における考慮事項	Α	Α	А	А	А	Α	А	1-3	_	_		
	第3・4	透明性の向上	В	В	В	А	А	Α	В	1-4	0	_	0	法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を高めることは、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3•5	基本ポートフォリオ等	В	В	В	В	В	В	В	1-5	_	_		
	第3•6	管理及び運用に関し遵守すべき事項	Α	А	А	А	А	Α	А	1-6	_	_		
	第3•8	管理及び運用能力の向上	В	В	В	В	В	В	В	1-7	_	_		
	第3•9	調査研究業務	В	В	В	В	В	В	В	1-8	_	_		
業務運営の効率化に関する事項	第4·1、4	効率的な業務運営体制の確立	В	В	В	В	В	В	В	2-1	_	_		
	第4·2、3	業務運営の効率化に伴う経費節減、契約 の適正化	В	В	В	В	В	В	В	2-2	_	_		
財務内容の改善に関する事項	第5	財務内容の改善に関する事項	В	В	В	В	В	В	В	3-1	_	_		
その他業務運営に関する重要事項 第6		その他業務運営に関する重要事項	В	В	В	В	В	В	В	4-1	_	_		
総合評定	_	_	В	В	В	_	В	_	В	_	_	_		

<sup>(</sup>注)「網掛け」は、資金運用部会説明項目